

#### 4-4. 死亡の届出

##### (1) 従来の報告と本制度に基づく届出の相違等

死亡の届出に関しては、従来の届出事務と大きな相違点はありません。異動報告カードに基づき届出を行って下さい。

##### (2) 具体的な手順

###### ①異動報告カードの記入

牛が事故、疾病等（自然死を含む。）により死亡（とさつを除く。）した場合は、管理者は、以下の事項を異動報告カードに記入し、改良センターに速やかに届け出ます。

- a) 農家コード
- b) 死亡した牛の耳標の個体識別番号
- c) 異動内容
- d) 異動年月日（死亡年月日）

異動報告カードの異動内容は死亡とし、相手先等譲渡し等に関わるその他の欄は不要です。

###### ②届出の方法

管理者自ら届け出る場合、並びに管理者の委託を受けて農協等が届け出る場合（一括報告）とも出生の届出（4-1参照）と同様です。

###### ③輸送中の死亡の届出

運送又は販売に伴う輸送中の死亡については、運送又は販売を委託した管理者が死亡の届出を行うこととなります。すなわち販売に伴う輸送の場合、購入した管理者が届け出ることとなります。そのため、管理者は、輸送業者等に対し、輸送中に死亡した場合には、当該牛の個体識別番号と死亡の年月日を知らせよう委託契約書に明記するよう努めて下さい。ヌレ子等で販売先未定のまま運送を委託した農協等も、同様に対応して下さい。

また、取引の実態上、死亡時点で誰が管理者に該当するかをにわかに特定できない場合がありますが、死亡に関する情報は極めて重要であることから、地方農政事務所、都道府県等は、死亡を確認した者は、改良センターに届け出るよう指導して下さい。

###### ④と畜場で係留中に死亡した牛の届出

と畜場で係留所に収容された牛がとさつ前に死亡したときは、当該牛の管理者は、改良センターに死亡の届出をしなければなりません。と畜者は、牛の管理者ではないことから、死亡の届出を行う必要はありませんが、と畜者の管理下で死亡した場合は、と畜者は、管理者が的確に死亡届出ができるよう、当該牛の管理者（実際には出荷者を経由して）に死亡届出に係る事項を確実に書面等で伝えてください（と畜者が、出荷者との委託関係（委託契約書等で明文化

してください。)に基づいて、管理者に代わって届出事務をすることは可能です)。

また、食肉卸売市場等における運用通知第1の2の(1)のカに該当する荷受業者は、当該牛の「管理者」であることから、改良センターへの死亡の届出をしなければなりません(なお、ここでいう管理者は法に基づく個体識別情報の管理者であって、死亡牛の取り扱い又は死亡牛BSE検査の責任を負うものではありません)。

なお、と畜場に一旦搬入された牛が生きた状態でと畜場から搬出された場合は、当該牛についてと畜場に係る届出を行う必要はありません(6(5)の①のと畜場でとさつされなかった牛の取り扱いを参照)。